

東山住区センターにおける自動販売機（飲料）設置事業者募集要項

目黒区では、東山住区センターに設置する自動販売機（飲料）（以下「自動販売機」という。）の設置事業者を募集します。参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

（１）東山住区センター（所在地：目黒区東山二丁目２４番３０号）

物件番号	設置場所	外形寸法		最低使用料（年額） ※電気料金は除く	特記事項
		幅	奥行き		
1	東山住区センター エントランスホール	1.5m以内	0.9m以内	66,612円	・災害時対応型 ・ビン・缶・紙コップ容器不可

※ 設置台数は各設置場所に対し１台です。

※ 外形寸法には、併設する回収ボックスを含みます。

※ 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認をしてください。なお、設置場所によっては一般に開放されていない場所があるため、現場の確認の際には担当までご連絡ください。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が設置事業者として応募することができます。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む）の規定に該当しない者であること。
- （２） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産開始手続の申立てがなされていない者であること。
- （３） 法人にあっては東京都内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては目黒区内で事業を営んでいること。
- （４） 法人にあっては法人税、消費税及び特別地方消費税に滞納がないこと。また、法人格を有していない団体にあっては、代表者の住民税に滞納がないこと。
- （５） 申込開始日から設置事業者決定までに目黒区競争入札参加者指名停止措置基準（平成 2 年 4 月 1 日付目総契第 740 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- （６） 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有していること。
- （７） 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- （８） 目黒区暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、次の暴力団排除条項に抵触しないこと。

ア 法人等の役員又は使用人（法人等の代表者及び役員（役員として登記又は届出等はされていないが実質上経営や運営に関与しているものを含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員等をいう。）が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものをいう。以下同じ。）ではないこと。又、暴力団員等が、経営や運営に事実上参加していないこと。

イ 法人等の役員又は使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）

又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力しないこと。

ウ 法人等の役員又は使用人が、自らの法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しないこと。

エ 法人等の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有しないこと。

(9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

3 公募条件等

(1) 自動販売機の設置にあたっては、目黒区行政財産目的外使用許可の手續等が必要となります。

(2) 使用料等

① 使用許可期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。

② 使用料

設置事業者として決定した者が提示した応募価格をもって年額使用料とする。

なお、使用料は年額を一括して、使用許可書又は設置許可書の交付とともに発行する納入通知書により、目黒区が指定する期限までに納入することとする。

③ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。

また、自動販売機の運転に必要な光熱水費は基本として電気使用料のみとし、その全額を設置事業者の負担とする。電気使用料については子メーターを設置し、指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とし、納入に関する事項については、施設管理者との協議により手続きを行うこととする。なお、設置する子メーターについては、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものであり、有効期間内のものとする。

(3) 使用上の制限等

使用期間中は、次のことを遵守してください。

① 目黒区行政財産目的外使用許可の条件を遵守すること（参考資料 1 参照）。

② 設置した自動販売機における月の販売個数及び売上金額を目黒区に定期的に報告するとともに、年度終了時に年間の販売個数及び売上金額を目黒区指定の様式により報告すること（参考資料 2 参照）。

③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、目黒区の指示に従うこと。

⑤ 販売品目は特記事項として指定がある場合を除き、国内に広く流通・認識されているお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類のペットボトルなど密閉式の容器入り清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。なお、最終的な販売品目については、設置事業者決定後、設置事業者と施設管理者で調整のうえ決定することとし、施設利用者のニーズに合わせて適宜販売品目の変更を行うこと。

(4) 自動販売機の機能等

① 設置する自動販売機は、ヒートポンプ方式やノンフロン型などの省電力・環境配慮型の

自動販売機とする。

- ② 設置する自動販売機は、周囲環境に配慮したユニバーサルデザインとする。
- ③ 特記事項に「災害時対応型」とあるものについては、災害時対応型自動販売機（飲料）設置基準（平成 24 年 2 月 7 日付目総防第 2237 号）（参考資料 3）に則り、施設管理者の手動操作により飲料を無料提供に切り替えることができる機種とする。なお、災害時において区の判断により無料提供に切り替えた場合、設置事業者は自動販売機内の在庫商品を区に対して無償にて提供することとする。
- ④ デザイン、外観色については設置場所への景観に配慮したものとする。また、自動販売機の管理及び販売品目に関すること以外の宣伝広告類の掲示は行わないこと。

(5) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 自動販売機を設置するにあたっては、外形寸法を超えないものを設置すること。また、日本工業規格「自動販売機の据付基準」（JIS B 8562-1996）及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、据付面を確認したうえで十分な転倒防止対策を行うこと。
- ② 分別の徹底ができるよう、原則として自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルするなど、目黒区使い捨てプラスチック削減方針の趣旨に配慮した対応を行うこと。なお、同種容器の自動販売機が複数設置される場所については、回収ボックス設置数及び回収方法等について、区及び設置事業者間で調整を行うこととする。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）、日本自動販売協会及び日本自動販売機工業会が定めた「自動販売機の食品衛生に関する自主的取り扱い要領及び規格基準」などの関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ⑤ 施設の開館時間以外は、節電モードに設定すること。
- ⑥ 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。

また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を目黒区に対し請求することができません。

4 参考データ

(1) 施設概要

東山住区センター（住区会議室、東山老人いこいの家、発達障害支援拠点「ぽると」併設）

開庁時間、開館日等

・ 住区会議室 利用可能日 火曜日～日曜日（ただし、12 月 27 日から 1 月 5 日を除く）

利用時間 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

業務内容 主に会議室（4）、レクリエーションホールの（1）の貸出

- ・老人いこいの家 開館日 月曜日～土曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く）
 開館時間 午前9時から午後5時まで
 業務内容 主に高齢者の交流（4部屋）
- ・ぽると 受付日 月曜日～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く）
 受付時間 午前9時から午後5時まで
 業務内容 相談業務、啓発活動等

(2) 東山住区センターで勤務する職員数等

- ・住区会議室 従事者数 常時2人 （ただし、月曜日は1名）
- ・老人いこいの家 従事者数 住区会議室従事者に含む（兼務）
- ・ぽると 職員数 2～6人
- ・施設利用者数 約70人／日

(3) 公募対象の自動販売機の売上実績

（4年度実績）2,317本 339,177円
 （5年度実績）2,946本 440,799円

5 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送で申し込む場合

申込受付期間 令和7年2月3日 ～ 令和7年2月14日必着

送り先 〒153-0044 目黒区大橋一丁目5番1号 クロスエアタワー9階

目黒区北部地区サービス事務所 地域コミュニティ支援係

持参する場合

申込受付期間 令和7年2月3日 ～ 令和7年2月14日

【午前9時～午後5時】

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先 〒153-0044 目黒区大橋一丁目5番1号 クロスエアタワー9階

目黒区北部地区サービス事務所 地域コミュニティ支援係

(2) 応募申込書及び提出書類

次のいずれかに該当するものを提出してください。なお、ご提出いただいた書類は返却いたしません。また、情報公開の請求により書類を開示することがあります。開示の決定にあたっては、法人等に関する情報についての開示の可否等を確認させていただく場合があります。

- ア 応募申込書（別紙1）※他の書類とは別に封書し提出（別紙1-2参照）
- イ 販売品目（別紙2）
- ウ 誓約書（別紙3）
- エ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人のみ）
- オ 住民票（個人のみ）
- カ 納税証明書その3の3（法人税と消費税及び地方消費税）（法人のみ）
- キ 住民税納税証明書（個人のみ）
- ク 設置する自動販売機及び回収ボックスのカatalog（寸法、消費電力のわかるもの）
- ケ 2の(7)に係る許認可等の免許証の写し
- コ 確定申告書収支内訳書、又は青色申告決算書（貸借対照表含む）のいずれか直近3か年分の控え（収受印押印済みのもの）の写し（個人のみ）
- ※ エ～キについてはいずれも発行日から3か月以内のものとし、カ及びキについて

は申込日に取得できる直近の年分のものとする。

(3) 質問の受付等

質問については、別紙4「北部地区サービス事務所における自動販売機(飲料)事業者募集に関する質問票」に質問事項を記入の上、メールにより送付してください。

なお、メール以外での質問は受け付けませんのでご注意ください。また、質問に対する回答は、質問者だけでなく、質問票提出者すべてにメールにて回答します。質問がない事業者で、質問に対する回答を希望する場合も質問票を提出してください。

質問票送信先：hokubu01@city.meguro.tokyo.jp

質問票締切日：令和7年1月24日 午後5時まで

質問に対する回答予定日：令和7年1月31日 午後3時頃

6 設置事業者の決定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。

(2) 選定対象とした設置事業者から、封書により提出された応募申込書を関係職員立会いの下、開封します。

(3) 公募物件に対し、目黒区が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高価格の応募が2人以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定しますが、同一施設内に複数の申し込みがあった場合は、希望順位が上位のものを優先とします。希望順位も同一だった場合は、当該施設内の設置台数が少ないものを優先します

(4) 設置事業者が辞退した場合及び設置事業者の決定を取消した場合は、当該設置事業者以外の選定対象とした事業者の中から(3)の例により設置事業者を再度決定します。なお、この新たな設置事業者の決定に係る許可期間は、当初の期間の残余期間とし、その使用料額は当該許可期間に応じて決定します。

(5) 設置事業者の通知等

設置事業者の決定は、令和7年2月27日の予定です。設置事業者決定後、落札者に対して書面により決定通知を行うとともに、目黒区ホームページに設置事業者の名称及び決定金額を掲載します。

7 使用許可等申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和7年3月9日までに、行政財産目的外使用申請書を提出してください。また、申請手続きについては、北部地区サービス事務所あてお問い合わせください。

(1) 提出先

区民生活部北部地区サービス事務所地域コミュニティ支援係

(2) 提出書類

① 行政財産目的外使用申請書(別紙5)

② 設置場所の図面(2部)

8 設置事業者の決定及び許可の取消し

次のいずれかに該当するときは、設置事業者としての決定又は許可を取消します。

(1) 設置事業者が指定する期日までに許可の手続きに応じなかったとき

(2) 使用財産を区が公用又は公共用に供するために必要とするとき

- (3) 設置事業者が許可の条件に違反したとき
- 4) 使用財産を区が売却するとき
- (5) 設置事業者が応募の資格を失ったとき

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

募集に関する問合せ先

目黒区北部地区サービス事務所 地域係 電話 03-3496-0085(直通)

目黒区大橋一丁目5番1号クロスエアタワー9階 <担当 梅崎・久世>